

札幌学院大学総合研究所法政研究部会規程

平成二年七月一五日 制定

(目的)

第一条 本規程は、札幌学院大学総合研究所規程第一〇条に基づき、法政研究部会の設置及び運営について必要な事項を定めるこ

とを目的とする。

(任務)

第二条 本部会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及及び会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを任務とする。

(事業)

第三条 本部会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事業を行ふ。
(一) 研究会・講演会の開催
(二) その他本部会の任務を達成するために必要な事項

(組織)

第四条 本部会は、次の者をもつて組織する。
(一) 法学部所属の研究所員(通常部会員)
は名譽教授であつて、総会の承認を得た者(特別部会員)
(二) 本部会の趣旨に賛同し、かつ、総会の承認を得た者(客員部会員)

(総会)

第五条 総会は、通常部会員をもつて構成する。二 総会は、本部会の運営に関する重要な項目を審議承認する。

三 総会は、部会長がこれを招集する。また、通常部会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

(役員)

第六条 本部会に、次の役員を置く。
(一) 部会長 一名
(二) 総務幹事 若干名
二 部会長は学部長が、総務幹事は研究支援委員が、それぞれ兼ねるものとする。

三 幹事は総会で互選する。
三 役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長)

第七条 部会長は、部会を代表し、会務を総括主導する。

第八条 総務幹事及び幹事は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

二 総務幹事及び幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を編集し、その他第三条に定められた事業を行う。

(細則への委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、本部会の運営に必要な手続その他の事項については、総会においてこれを定める。

(改廃)

第十条 本規程の改正については、通常部会員総数の三分の二以上の者が出席し、その過半数の同意がなければならぬ。

附 則
この規程は、平成二年七月一五日から施行し、平成二年四月一日から適用する。

会員名簿

名 誉 教 授
幹 縱 務 幹 事

鈴宇見莊	家松	吉向	洞坂	林西富	千田清嶋	佐篠小神	金小岡	伊々
木田澤子	田本	川	澤東	尾高葉處	水田木川	杉谷山澤田	藤	
敬一俊邦	愛祥	日裕	秀雄	眞敬	寛博敏佳	敏伸章	隆久	雅
夫明明雄	子志	出	紀				美	康
		男加	雄介	世義彩	樹之行	広健彦	次生剛	司子